

平成
27年度

NTTグループ
団体傷害保険

11万人の方にご加入
いただいている傷害保険です。

まもるくん

「まもるくん」は NTT 団体の団体総合生活保険のペットネームです。

NTTグループ 保険割引率

30.0% (団体割引率30%)

ケガによる入院・通院を
1日目から補償

※本人型保険料は月々590円～(天災危険補償なしの場合)

『家族型』なら
**家族のケガも
まとめて補償**

※家族型保険料は月々1,860円～(天災危険補償なしの場合)



契約内容変更受付期間

平成27年6月1日(月)～平成27年6月30日(火)

保険期間▶平成27年9月1日午後4時～平成27年12月1日午前0時

上記期間の幹事取扱代理店*:  NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

保険期間▶平成27年12月1日午前0時～平成28年12月1日午後4時

上記期間の幹事取扱代理店:  電通共済生協グループ会社
ユアサポート(株)

幹事取扱代理店の連絡先はパンフレット裏表紙をご参照ください。

! ご加入内容をご確認ください。

更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
上記契約内容変更受付期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出がない限り、当パンフレットに記載の補償内容・保険料等にて契約更新させていただきます。
加入依頼書の記載事項等につきましては、8ページの「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正のうえ、ご提出をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、幹事取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

* 幹事取扱代理店とは保険契約の締結業務および付随業務を複数の代理店にて共同で行う場合において代表となる代理店をいいます。

まもるくんの概要

補償内容

保険金額と月額保険料

お申し込み方法
(ご加入内容確認事項(意向確認事項))

重要事項説明書

補償のあらまし

「まもるくん」ご加入の皆様へ

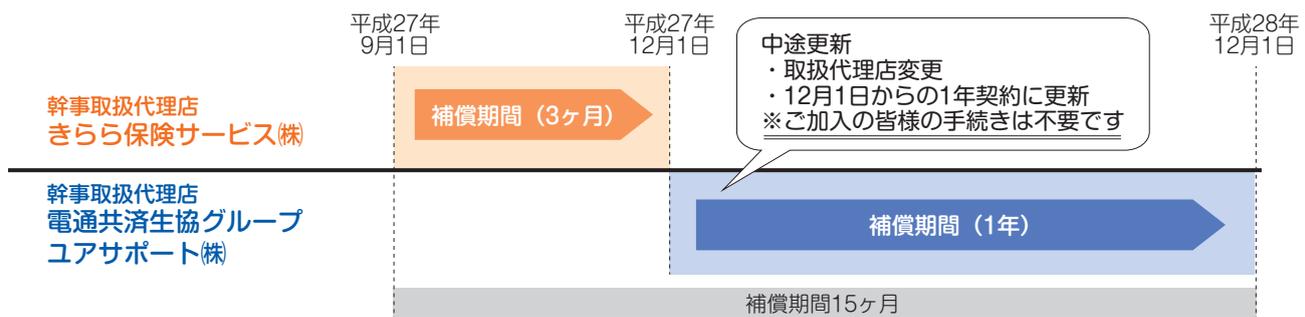
【重要】「まもるくん」 代理店および保険期間の変更について

皆様には日頃よりNTTグループ団体傷害保険「まもるくん」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
さて、この度平成27年12月1日より、NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」の幹事取扱代理店をきらら保険サービス㈱から電通共済生協グループユアサポート㈱に変更させていただくこととなりました。
平成27年9月1日に更新いただくご契約につきましては、幹事取扱代理店の変更に伴い、以下の点を変更させていただきますのでご案内申し上げます。
何卒ご理解、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

保険始期

- 保険始期が9月1日から12月1日に変更になります。この処理に伴い補償が途切れることはありません。また、ご加入の皆様の手続きは不要です。

幹事取扱代理店と保険期間変更イメージ



*保険始期変更に伴い、平成27年9月1日からの契約を中途更新(いったん平成27年12月1日に(事務手続き上)解約し、同内容で平成27年12月1日から平成28年12月1日までの1年契約に更新)させていただきます。

各種手続きの受付できない期間について

- 変更申込締切日(平成27年6月30日)から平成27年12月1日までの期間は、更新準備のため、また保険会社のシステムデータの移行作業等を行うため、補償内容の変更、中途脱退等の各種手続きは受付できません*。補償の追加・変更等をご検討の際は、変更申込締切日までに必ずお申込み願います。
- ※退職を理由とした脱退手続き、退職者団体への移行等、一部手続きについてのみ例外として受け付けます。

加入者票(ご加入内容を記載した一覧)の発送について

- 加入者票は例年同様、9月頃にお届けいたします。
- 本年度契約の加入者票は保険期間の変更も踏まえ、保険期間を平成27年9月1日～平成28年12月1日の15ヶ月間として記載しております。

お問い合わせ先の変更について

- 幹事取扱代理店の変更に伴い、平成27年12月1日からお問い合わせ先、事故時のご連絡先が以下の通り変更になります。平成27年12月1日以降のお問い合わせおよび事故報告につきましては電通共済生協グループユアサポート(株)までご連絡願います。

平成27年11月30日まで

【お問い合わせ先】

きらら保険サービス(株)

電話：0120-590-251

【事故時のご連絡先】

お電話もしくはWebからご連絡ください。

お電話：お客様コンタクトセンタ
(0120-590-251)

Web：きらら保険サービスHPにアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。

⇒<http://www.ki-ra-ra.jp/>

検索

きらら保険

平成27年12月1日以降

【お問い合わせ先】

電通共済生協グループ ユアサポート(株)

電話：0120-141-175

【事故時のご連絡先】

ユアサポートHPにアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。

⇒<http://www.your-support.co.jp/>

検索

ユアサポート

幹事取扱代理店および保険期間の変更等、本パンフレットに記載の内容にご同意いただけない場合は、6月30日(火)までにきらら保険サービス(株)にご連絡いただけますようお願いいたします。ご連絡がなかった場合は本件趣旨にご賛同頂いたものとさせていただきます。

補償内容のご案内

基本契約（傷害補償）

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こる さまざまな『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に対応！

（ご病気や交通事故によるケガ等は対象になりません）

こんな『ケガ』を補償します！

学校や通勤途中のケガ



レジャー中のケガ



日常生活におけるケガ



こんな『ケガ』は
お支払い対象外です

交通乗用具利用中のケガ



おすすめ

天災危険補償（傷害事故）

『天災危険補償あり』タイプをおすすめします！

補償の対象となる方が地震、噴火またはこれらに起因する津波によってケガをされた場合に「天災危険補償あり」タイプなら補償されます。

（オプションについては、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、補償されません）



被保険者等（保険の対象となる方など）

		本人*1	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族
基本契約	死亡保険金	本人型	○	×
	後遺障害保険金	夫婦型	○	×
	入院保険金	家族型【配偶者を含む】	○	○*2
	手術保険金 通院保険金	家族型【配偶者を除く】	○	×
オプション	・個人賠償責任*4 ・受託品賠償責任*4 ・携行品損害*5 ・住宅内生活用動産*6 ・ホールインワン・アルバイトロス費用*7			

*1 7ページ加入資格者（保険の対象となる方）に該当する方。

*2 本人またはその配偶者の同居の親族、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。

*3 本人の同居の親族（配偶者を除く）、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。

*4 全てのタイプにおいて、本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子が被保険者（保険の対象となる方）となります。

*5 基本契約で保険の対象となる方が携行し所有する身の回り品の偶然な事故が対象となります。

*6 基本契約で保険の対象となる方が居住の用に供される住宅内に所在し、基本契約で保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。

なお、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。

・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様を含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

*7 全てのタイプにおいて、ご加入時にご選択いただいた方（基本契約が本人型では「本人のみ」、夫婦型では「本人のみ」または「ご夫婦のみ」、家族型では「本人のみ」「ご夫婦のみ」「配偶者を除くご家族」「ご家族」、家族型（配偶者除く）では「本人のみ」「ご夫婦のみ」または「配偶者を除くご家族」のいずれか）が対象となります。

※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※上記の統括は、傷害・損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して、保険会社が直接、内容を確認させていただくことがあります。

「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。

※賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年である場合は、ご本人の親権者およびその他法定の監督義務者も保険の対象となる方を含みます。

※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了までは、ご本人部分の補償を除く契約として取り扱うことができます。

オプション(組み合わせ自由)

日常生活上のさまざまな事故もしっかりサポート!

(必ず基本契約の加入が必要です)

おすすめ

個人賠償責任

国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった



買い物中に高価な商品を落として壊してしまった



子供がキャッチボールして他人の家のガラスを割った



受託品賠償責任

国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊・盗難され、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

借りていたスーツケースを落として壊してしまった



借りていたスキーの板を壊してしまった



借りていたビデオカメラを落として壊してしまった



おすすめ

携行品損害

国内外を問わず、外出先で携行品が損壊・盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に補償します。(紛失・置き忘れ等は除きます。)

外出先でカバンを盗難されてしまった



外出先でカメラを落として壊してしまった



プレー中にゴルフクラブをダブって折ってしまった



住宅内生活用動産

住宅内の家財が、火災・水災・盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に補償します。(国内のみ)

空き巣に侵入され、貴金属類*1が盗まれた



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用を補償します*2。(国内のみ)
原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。



国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。ただし、国外での事故および、受託品賠償責任については、示談交渉はありません。

*1 貴金属・宝石・美術品等につきましては、1個(1組)あたり30万円を限度とします。
*2 原則としてゴルフ場のキャディと同伴プレーすること等が条件となります。

きららのオススメ!

「まもるくん」基本契約にオプションを組み合わせることで、さらに充実した補償を確保できます。

基本契約では…

傷害事故を補償します。(国内外)

- スポーツ中にケガをした。等

個人賠償責任では…

賠償事故を補償します。(国内外)

- 飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった。
- 買い物中に高価な商品を壊してしまった。等

携行品損害では…

外出先での携行品の損壊・盗難事故等を補償します。(国内外)

- 外出先で誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 電車の中でカバンをとられた。等

本人型・P1・天災危険補償ありタイプの場合

基本補償	個人賠償責任	携行品損害	月額合計保険料
710円	100円	120円	930円

1日あたり
約31円

詳しくは本パンフレット裏面に記載の幹事取扱代理店までお問い合わせください。

※「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」については、13ページ以降をご覧ください。

保険金額（お支払いする保険金の限度額）と月額保険料

割引率
30.0%

基本契約（傷害補償）

（団体割引率30%）

「まもるくん」は、入院日額13,500円、通院日額4,500円が限度となります。

本人型

タイプ▶		P1	P2	P3
保険金額	入院日額（手術*）	4,500円	9,000円	13,500円
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円
	死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円
月額保険料	天災危険補償あり	710円	1,420円	2,130円
	天災危険補償なし	590円	1,180円	1,770円

夫婦型

タイプ▶		C1	C2	C3
保険金額	入院日額（手術*）	4,500円	9,000円	13,500円
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円
	死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円
月額保険料	天災危険補償あり	1,140円	2,280円	3,420円
	天災危険補償なし	900円	1,800円	2,700円

家族型

タイプ▶		F1.F'1	F2.F'2	F3.F'3
保険金額	入院日額（手術*）	4,500円	9,000円	13,500円
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円
	死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円
タイプ▶		F1	F2	F3
ご家族 月額保険料	天災危険補償あり	2,300円	4,600円	6,900円
	天災危険補償なし	1,860円	3,720円	5,580円
タイプ▶		F'1	F'2	F'3
配偶者除く 月額保険料	天災危険補償あり	1,870円	3,740円	5,610円
	天災危険補償なし	1,550円	3,100円	4,650円

* 手術保険金は、入院中以外の手術（外来手術）の場合に入院保険金日額の5倍、入院中の手術の場合に入院保険金日額の10倍をお支払いいたします。
傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

補償内容の詳細については補償のあらましをご確認ください

保険期間：1年

オプション (組み合わせ自由)

	個人賠償責任	受託品賠償責任	携行品損害	住宅内生活用動産	ホールインワン・アルパトロス費用
+	1事故限度額 無制限 (国外1億円) (免責金額なし)	保険期間中限度額 20万円 (免責金額5,000円)	保険期間中限度額 30万円 (免責金額5,000円)	保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円)	1事故限度額 50万円 (免責金額なし)
	100円	120円	120円	1,040円	加入者本人 350円
+	1事故限度額 無制限 (国外1億円) (免責金額なし)	保険期間中限度額 20万円 (免責金額5,000円)	保険期間中限度額 30万円 (免責金額5,000円)	保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円)	1事故限度額 50万円 (免責金額なし)
	100円	120円	140円	1,060円	ご夫婦 530円 加入者本人のみ 350円
+	1事故限度額 無制限 (国外1億円) (免責金額なし)	保険期間中限度額 20万円 (免責金額5,000円)	保険期間中限度額 30万円 (免責金額5,000円)	保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円)	1事故限度額 50万円 (免責金額なし)
	100円	120円	180円	1,110円	ご家族 840円 配偶者を除くご家族 660円 ご夫婦のみ 530円 加入者本人のみ 350円

(ご注意)

- 各種オプションは基本契約にあわせて選択できますが、オプションだけのご加入はできません。
- 死亡保険金は法定相続人に支払われます。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。
- オプションについては、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、補償されません。
- 基本契約については、加入者1人あたり1タイプの加入となります。

お申し込み方法

▼加入者資格

- 日本電信電話(株)およびその子会社および関連会社の在職者で、毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除可能な方
- 日本電信電話(株)およびその系列会社の退職者*

* 退職者とは、日本電信電話(株)およびその系列会社に10年以上勤続された方、または退職時に在職者として「まもるくん」に加入されていた方を指します。(勤続10年未満の方は一度脱退されると再加入できませんのでご注意ください)

▼申し込み方法

●加入手続き

加入依頼書にご記入・ご捺印またはフルネームサインのうえ、ご提出ください。(詳しくは加入依頼書に付属の記入例をご覧ください)

●保険期間の開始

平成27年9月1日午後4時から補償開始となります。

●保険料お支払い(12回払い)

	在職者	退職者
払込方法	給与控除のみ(毎月控除)	ご指定の金融機関から口座振替(毎月振替)
払込開始時期	補償開始月の2ヶ月後の給与から控除開始	補償開始月の2ヶ月後の27日(土日祝日の場合は翌営業日)から振替開始

2ヶ月続けて引き落としが不能となった場合は、原則として保険会社に対して脱退手続きをとりますのでご了承ください。

▼加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、補償開始月の翌月頃に加入者票を送付いたします。**加入者票は大切に保管ください。**

(注) 加入者票は、ご登録の住所への郵送となりますので、住所に変更があった場合は、必ずお手続きをお願いいたします。

▼保険期間中に休職または退職された場合について

保険料の口座振替手続きをすることにより休職中または退職後も引き続きご加入できます。取扱代理店から口座振替手続きのご案内をいたしますので、その際は、速やかにお手続きください。

▼ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がおお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でおお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書(9～12ページ)等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険金額(ご契約金額)、免責金額(自己負担額)
 - 保険期間(保険のご契約期間)
 - 保険料・保険料払い込み方法
 - 保険の対象となる方
2. 加入依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問合せ先までお問い合わせください。
 - すべての方がご確認ください。
 - 加入依頼書の「職種級別」欄は正しく記載されていますか？
(職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください)
 - 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
 - 夫婦型・家族型にご加入の方はご確認ください。
 - 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認いただきましたか？保険の対象となる方の範囲については、3ページをご覧ください。
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)(9～12ページ)の内容についてご確認いただきましたか？特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務(ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)・通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務)」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。
 *現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。
 *例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

▼ご本人の職種級別(「職業・職務」)をご確認ください

以下の職種級別区分表をご確認いただき、加入依頼書の該当欄に記載されている職種級別(「職業・職務」)が異なっている場合にはご訂正の上、ご提出ください。

職種級別(「職業・職務」)区分

◎職種級別(「職業・職務」)A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種

◎職種級別(「職業・職務」)B⇒下表に該当する職種を職業としている場合

(なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業員」の方々は級別Aとなります)

	級別Bに該当する職種	主な例(いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます)
建設作業員	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業員	農林業作業員 ●農耕作業員 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業員 ●養畜作業員
自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者(クレーンやパワーショベル等) ・二輪自動車の運転者	漁業作業員 ●漁労作業員(船長・航海士等も含む) ●潜水漁師 ●水産養殖作業員
		採鉱・採石作業員 ●採掘作業員 ●じゃり・砂・粘土採取作業員 ●ダム・トンネル掘削作業員
		木・竹・草・つる製品製造作業員 ●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工

以下のお仕事(「職業・職務」)に変更となる場合には、保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の代理店または、保険会社までお問い合わせください。オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事(「職業・職務」)

●重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

[マークのご説明] ▶▶▶ **契約概要** …ご加入いただく保険の特に重要な情報です。

注意喚起情報 …お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。**必ず最後までお読みください。**

ご加入時にご確認いただきたいこと

- ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、パンフレット等をご確認ください。

2. 保険料の払込方法等

●保険料の払込方法について **契約概要**

払込方法・払回数については、当パンフレットをご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について **注意喚起情報**

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者である団体を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、そのご加入者の加入部分*を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

* そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含まれます)。

3. 保険金額の設定について

契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細は当パンフレットをご確認ください。

4. 保険金受取人の指定について

注意喚起情報

●傷害補償

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は*、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険にご加入したことについてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

* 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

5. 他の保険契約等がある場合

契約概要

注意喚起情報

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

6. 保険料

契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、当パンフレットをご確認ください。

7. 補償の内容

“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”等につきましては、当パンフレット（13～16ページ）をご確認ください。

8. 告知義務・通知義務等

契約概要

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。

告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの告知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

通知義務：加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご加入内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●告知事項・通知事項一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください。

- ⚠️ 正しく告知・通知いただけない場合は、ご加入を解除することがあります。
ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

項目名	保険種類	傷害補償
職業・職務*1		☆

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。

※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

●その他ご加入後の変更等のご連絡について

事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

9. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

1. ご契約者である企業または団体は引受保険会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ*2各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、取扱代理店等と共同して利用すること

*2「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同左の提携先企業、取扱代理店等との間で商品・サー

ビス等の提供・案内のために、個人情報を利用して利用すること

- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況等を引受保険会社、契約者・団体、取扱代理店等に提供すること

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社（および引受保険会社のグループ各社）における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご参照ください。

2. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

10. 補償の重複に関するご注意

- 個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*1

※1 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

11. 満期を迎えるとき

- 保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

- 保険金請求状況によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。

弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

- 更新後契約の保険料について

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

- 保険金請求忘れのご確認について

更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

- 更新加入依頼書等記載の内容について

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、氏名コード、所属について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。

- ご加入内容を変更されている場合について

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

12. 満期返れい金・契約者配当金について

契約概要

注意喚起情報

- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

13. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
 - ・傷害補償で死亡保険金受取人を指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせた場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

14. その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、当パンフレット末尾をご確認ください。
- ④この保険は、団体を ご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、当パンフレットをご確認ください。

注意喚起情報

- ⑤現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

保険に関するご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

注意喚起情報

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である

一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

 **0570-022808** <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます）

●まもるくん【団体総合生活保険】補償のあらまし

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減される場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> • 電通共済生協の交通災害共済で補償対象となる以下の事故によるケガ（交通災害共済の加入の有無を問いません） <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路運行中の交通機関に搭乗していない方の、運行中の交通機関との衝突・接触・火災・爆発等による事故 (2) 道路運行中の交通機関に搭乗している方の、急激かつ偶然な外因による事故（以下「不慮の事故」といいます） (3) 乗客（入場者含む）として改札口のある交通機関の乗降場構内（改札の内側）における不慮の事故 (4) 道路を通行中の方の次に挙げる不慮の事故①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下②崖崩れ・土砂崩れまたは岩石等の落下③火災または破裂・爆発（「交通機関」とは、電車・自動車・バイク・航空機・船舶・自転車・エスカレーター・エレベーター、山車等をいいます（一輪車やキックボード等は含まれません）） • 戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1 • 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ（天災危険補償特約をセットしたタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても、保険金をお支払いします。） • 核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ • 刑の執行によって生じたケガ • ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートテスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等 <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
	後遺障害保険金	
	入院保険金	
	手術保険金	
	通院保険金	

【その他の主な特約とその概要】

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)はありません。)。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 <p>※個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>
受託品賠償責任補償特約	<p>保険の対象となる方が日本国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、損害額(損害賠償責任の額)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※受託品賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」がセットされていませんので、示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什(じゅう)器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 ・データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意によって生じた損害 ●戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ●差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ●自然の消耗またはさび・かび等による損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって受託品の機能に支障をきたさない損害 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●電氣的または機械的事故に起因する損害 ●受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ●液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 等 <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 <p>*2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合				
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下表のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等*1を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</td> </tr> </table> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。 *2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外のもので、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p>	①	同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）	②	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス	<ul style="list-style-type: none"> • 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス • 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス • ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス • パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p style="text-align: right;">等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります（例：保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。）。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約または共済契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> </div>
	①	同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）				
②	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス					

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

よくあるご質問

Q1 『まもるくん』は、退職後も引き続き加入することができますか？

A. 現在「まもるくん」にご加入いただいている方は、ご退職後も引き続き「団体契約」としてまもるくんに継続加入することができます。現役社員の皆様と同じ割引率が適用されますので割安です。ご退職時には、保険料を「口座振替」に変更する必要があります。

Q2 別居していた子供が結婚しました。引き続き家族型の補償の対象になりますか？

A. 家族型の被保険者（保険の対象となる方）の範囲は、3ページの「被保険者等」をご覧ください。ご質問の場合、「別居の既婚の子」となるため、補償対象とはなりません。

Q3 病気による入院・通院は対象になりますか？

A. まもるくんは、急激・偶然・外来の事故により被った傷害（これの直接の結果としての死亡やケガ）が対象ですので、**病気による場合は対象になりません。**ただし、ケガを直接の原因とし、その結果として病気になった場合（例：腹部を強打して肋膜炎になった場合等）は対象になることがあります。

Q4 スポーツ中の賠償事故も対象になりますか？

A. 法律上の賠償責任があるケースであれば、もちろん対象となります。ただし、スポーツ競技者同士のように、互いに危険が予想される中での事故の場合には、法律上の賠償責任が認められないケースがありますのでご相談ください。

ご加入後にご注意いただきたいこと

1. 解約される時

注意喚起情報

● からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2. 事故が起こったとき

- ① 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ② 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- ③ 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求められることがあります。また、所得補償においては原則として所得を証明する書類をご提出いただきます。
 - ・ 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・ 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - ・ 弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・ 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・ 附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ④ 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤ 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ⑥ 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ⑦ 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

3. ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

4. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金等は下記のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

この保険契約は、一般社団法人電気通信共済会をご契約者とし、日本電信電話（株）ならびにその系列会社の在職者・退職者を被保険者（保険の対象となる方）とする団体総合生活保険の団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人電気通信共済会が有します。

メディカルアシスト

メディカルアシストサービスを、原則として無料でご提供します。

「メディカルアシスト」は事故以外の日常生活もサポートします。

おからだの「もしも」のときには、24時間365日いつでも、メディカルアシストをご利用ください！！

- メディカルアシストとは？
- ①緊急医療相談……お客様専用コールセンターに救急の専門医および看護師が「常駐」
 - ②医療機関案内……お客様の症状に応じて全国45万件の医療機関等をデータベースからご案内
 - ③予約制専門医相談……30以上の医療分野ごとに専門医への相談が可能

【取扱代理店における個人情報の取扱いに関するご案内】

（きらら保険サービス(株)）

ご加入時に記載いただいた個人情報は、当社が委託を受けている各保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理を行うために利用させていただきます。なお、当社が委託を受けている保険会社の範囲については、当社ホームページ (<http://www.ki-ra-ra.jp/>) の「会社概要」を、また、当社における個人情報の取扱いについては、同「個人情報保護方針」をご覧くださいませよう願ひ申し上げます。

（ユアサポート(株)）

ご加入時に記載いただいた個人情報は、当社が委託を受けている各保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理を行うために利用させていただきます。なお、当社が委託を受けている保険会社の範囲および当社における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ (<http://www.your-support.co.jp/>) の「個人情報保護方針」をご覧くださいませよう願ひ申し上げます。

万一事故にあわれた際のお手続き方法

ケガや事故にあわれた際の詳しい状況をご報告いただきます。

① いつ ② どこで ③ 誰が ④ どうして ⑤ どうなった (病院名等も)

事故発生から**直ちに**に幹事取扱代理店までご連絡ください。

もし事故が
起きたときは

- ・事故が発生した場合には、直ちに幹事取扱代理店または東京海上日動にご連絡ください。
- ・保険金請求権には、**時効(3年)**がありますのでご注意ください。
- ・ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

ご加入内容の変更に関するお問い合わせ先・万一事故にあわれた際のご連絡先

幹事取扱代理店 (平成27年9月1日から平成27年11月30日まで)

 NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエアビル イーストタワー

共同取扱代理店 ユアサポート株式会社

お客様コンタクトセンター(音声ガイダンス方式)

 0120-590-251

受付時間 平日 午前9:00~午後6:00
土曜日 午前9:00~午後5:00(日曜日・祝日はお休みさせていただきます)

音声ガイダンスに従い、**3**のプッシュボタンをご選択ください。

※月曜日等の休日明けは大変電話が混み合いますので、つながりにくい場合がございます。



詳しくはWEBから

きらら保険

検索

<http://www.ki-ra-ra.jp/>

WEBでの事故受け付けも可能です。

本社/営業部 (TEL 03-5220-6320) 法人営業部 (TEL 03-5220-6322)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアビル イーストタワー

上信越営業所 (TEL 027-345-6521)
〒370-0829 群馬県高崎市高松町13 NTT群馬支店別館ビル 別棟

北海道支店 (TEL 011-280-3900)
〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10-1-21

東北支店 (TEL 022-292-3920)
〒983-8586 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-8

東海支店 (TEL 052-218-3951)
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-20-27

北陸営業所 (TEL 076-224-3900)
〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-9-1 NTT西日本 金沢支店 彦三ビル

関西支店 (TEL 06-6125-3900)
〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町2-1-13 アーバンネット本町ビル

中国支店 (TEL 082-502-3035)
〒730-0011 広島県広島市中区基町6-78

四国営業所 (TEL 089-998-3977)
〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-3

九州支店 (TEL 092-437-3911)
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-1

幹事取扱代理店 (平成27年12月1日から平成28年12月1日まで)

 電通共済生協グループ会社
ユアサポート(株)

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地
ワテラストワー16階

共同代理店 きらら保険サービス株式会社

 0120-141-175

受付時間 平日 午前9:00~午後5:30(祝祭日を除く)

音声ガイダンスに従い、**2**のプッシュボタンをご選択ください。

万一事故にあわれた際はユアサポート株式会社ホームページにアクセスいただき、事故受付ページから詳しい状況のご報告をお願いいたします。

詳しくはWEBから

ユアサポート

検索

<http://www.your-support.co.jp/>

引受保険会社(幹事)

 TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

※引受保険会社は変更となる場合があります。

非幹事保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

引受割合につきましては、幹事取扱代理店までお問い合わせください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
日新火災海上保険株式会社

14-T-13378 (平成27年3月作成)